

事務連絡  
平成24年3月16日

保険医療機関  
保険薬局  
訪問看護ステーション } 様

大阪府国民健康保険団体連合会

結核・精神医療給付金の廃止及び新たに他府県扱いとなる  
国民健康保険組合の取扱いについて

平素は、本会の支払業務に格別のご協力をいただき厚くお礼申しあげます。  
さて、標記について下記のとおりとなりますので、取扱いに遺漏のないようご留意  
いただき、よろしくお願いいたします。

記

1 結核・精神医療給付金の廃止について

(1) 対象保険者(保険者番号)

全国土木建築国民健康保険組合(133033)

(2) 内容及び变更日期

精神通院医療 法別21(障害者自立支援法第58条)、結核患者の入院 法別  
11(感染症法第37条)及び結核患者の適正医療 法別10(感染症法37条  
の2)の患者負担額について、窓口負担の取扱いが変更になります。

変更前	変更後
窓口負担なし	平成24年4月1日から 窓口負担あり

2 新たに他府県扱いとなる国民健康保険組合について

(1) 対象保険者(保険者番号)

全国土木建築国民健康保険組合(133033)

全国建設工事業国民健康保険組合(133298)

(2) 变更日期及び請求書の取扱い

変更前	変更後
平成24年4月請求まで 府内分請求書	平成24年5月請求から 他府県分請求書

[担当] 業務管理部 管理課第2係  
電話 06-6949-5336